



2008年7月27日
第422号
(臨時増刊号)

1部0円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 武井 博道
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 日本ワードデータビル8F

非常勤職員の賃金カット撤回

「仲間のために連帯して闘うことが、こんなにも素敵なこと、すばらしいことと、心から感動した1日でした。こんな体験ができたこと、組合に感謝します。ありがとうございました。」賃金引き下げ・非常勤職員解雇に反対する7・15ストライキ突入及び要求実現集会に参加した若特組合員から寄せられた感想です。学期末という超多忙な中での取組に加え、府教委のスト妨害等多くの困難があったにもかかわらず、7・15スト・年休闘争は大成功を収めることができました。手応え十

分、反響は予想以上で、組合員らの団結が深まり、世論を喚起することができました。組合が当初から掲げてきた「弱者切り捨ての橋下リストラ案反対」の主張は府民に間違いなく受け入れられています。本会議議決前の知事修正案によって「非常勤職員の賃金カット撤回」の成果を勝ち取ることができました。一方で各学校・地教委の一部に「府教委の適法スト妨害」余波とも言うべき不当な動きが出ています。議会の動きも含め、その後の経過報告を臨時増刊号として発行します。



7月22日、大阪府は組合との第7回団交で、特嘱・若特・教育専門員を除く非常勤講師、非常勤教務事務補助員などの4%賃金カットを撤回し、現行通りとすることを回答し、23日府議会本会議で可決されました。

これは府議会での疑問や批判、府民からの要望とともに、7月15日の組合による全日ストライキが大きな要因になったことは明らかです。

一方、一般職員の賃金10%カット、非常勤特嘱・若特・教育専門員の賃金6%カットは当初提案のカット率から0.5%下げられ、それぞれ9.5%、5.5%のカット、退職手当は5%削減で8月1日からの実施などが決まりました。

やっぱりおかしの特嘱等の賃下げの根拠

特嘱等の8月1日任用・賃下げを許すことはできません。特嘱等は「要綱」にもとづいて雇用されており、その「要綱」は1年雇用・賃金保障を決めています。そのため府教委は、「要綱」が邪魔になると考えて、今年3月段階で「要綱」にかわりなく、7月末までの発令になることへの合意署名を押しつけました。組合員の多くは署名をしなくても4月以降も雇用されており、当然1年間・賃金保障がなされるべきです。

成果
ストライキ闘争

団交の中で、府教委は特嘱などに行った7月までの雇用の同意を、大阪市、堺市の特嘱などに求めている理由を、大阪市、堺市の職員だからと答えました。府教委は、府労委・中労委で主張していた「特嘱等は府職員であって市に派遣している」という従来の見解と異なる説明をしたため紛糾し、府教委はこれを次回団交(7月28日)までに整理することになりました。大阪・堺市の職

員ならば、大阪府が報酬を支給する根拠がなくなります。

非常勤教務事務補助員等
解雇問題は継続協議

非常勤教務事務補助員等の来年度の解雇撤回について、府・府教委は制度の撤回ができないことを繰り返しました。しかし、制度廃止は今府議会での条例提案事項の中にはない為、また、府教委としても「必要性は認識している」としていることから、組合は非常勤教務事務補助員などの現場での実態や生活に及ぼす影響等を調べて継続雇用の道を今後も協議するよう求め、府教委も確認しました。

武井博道(執行委員長)

高槻市校長がスト通告書を受取拒否

7・15ストに関わって、高槻市にとんでもない管理職がいることが明らかになりました。高槻市の非常勤特別嘱託員として勤務している組合員が、スト前日に「ストライキ通告書」を校長に手交しようとしたところ、校長は通告書を一瞥するや、「受け取れない」

とつき返したのです。そればかりか、ストに参加した翌日出勤して、出勤簿を開けると、7月15日の欄に「欠勤」「連絡なし」と記入があるではありませんか。即刻抗議しましたが、校長は「15日の朝、休むという電話連絡がなかったから欠勤だ」と居直り、訂正

も謝罪もしようとしません。教育合同が行ったストライキは労働組合法に基づく合法的な行動です。ストライキ通告書をつき返したり、出勤簿に「欠勤」記入をしたりする校長の行為は明らかな法律違反で、労働組合法での不当労働行為にあたります。校長に労

働法のイロハを教えてあげなくてはいけないなんて悲しくなるばかりですが、こんなとんでもない校長を放置することはできません。校長がきちり反省・謝罪するまで、その責任をどこまでも追及し続けます。

佐竹美智子(高槻支部)

適法ストへの不当労働行為を許さない！

大阪市教委は、教育長名で7月14日に、『7・15ストライキについて(警告)』という書面を支部長あてに、また、各学校園にも同趣旨文書を配信しました。ともに当組合が地方公務員法第37条で禁止されている違法ストを行うという、誤った認識のもと出された文書です。学校現場では、この文書により混乱が起きました。管理職の中には、**大阪市教委が虚偽文書**を作成し、謝罪と書面は、正当な年休権の行使に対して、理由を聞くなど不当な対応をした者がいました。組合員の抗議で、しぶしぶ年休を認めましたが、これも市教委の誤った認識が引き起こし

たものです。さらに酷いことに、文章中に虚偽の内容が含まれ「同組合に対してスト中止を申し入れている」と書かれています。しかし、各学校園に配信された時点では、一切、支部には申し入れ・問い合わせはありませんでした。大阪支部では、早速、教育長あての申し入れ文書を作成し、謝罪と書面の撤回を要求しました。今後、本部とも連携していきながら、このような大阪市教委の不当労働行為を厳しく追及していきます。 沢村幸雄(大阪支部)

政令市が暴走

組合の7・15ストに対し、堺市教委が現在、許しがたい犯罪的な対応を続けています。7月11日に府教委が出した、「組合のストが違法」であるとの不当文書。組合は、スト前日、深夜までの団交・折衝で、7月14日付、訂正文書を出させることに成功しました。多くの地教委は**犯罪的対応の堺市教委**に倣って訂正措置を講じましたが、堺市教委だけは、頑として、訂正文書を市内の学校園に送ろうとしません。しかも、府教委が当初出し

た文書の水準を踏み越えて、「違法スト」と断じ、さらに、年休取得理由による不承認、スト自体への不参加呼びかけ、参加者の市教委への報告要請など、不当労働行為のオンパレードのような文書です。おまけに、訂正文書を市教委は「一部の学校に電話連絡した」と言い訳しますが、それ自体、組合員を一方的に特定する組合への支配・介入に他なりません。悪辣な犯罪行為を恥じようとし、謝罪をかちとるまで徹底的に糾弾します。 竹林隆(書記長)

門真市教組がスト妨害文書

スト前日、門真第二中の職員朝礼で、門真市教組の分責が「府教委が中止を申し入れているストを決行しようとしているので、同調しないように。」と教育合同を名指して、教育合同に批判的な指示文書を報告をするということが起きました。その後、その文書は職員室内に掲示がなされたのです。他にも「府教委としては、同組合に対してストライキの中止を申し入れを行い

ました。」「今回の同組合のストライキは、府民感情とかけ離れた行為であり、目の前の子どもたちと向き合わずに、職場放棄することが府民の理解を得られる行為ではありません。組合員が同調することがないよう...」とまで書かれています。この文書は各分会に配布され、意思統一を図るようにも求め



でも取り上げられるようになった昨今、教育合同のストは公務員の中の弱者、年収200万未満の非常勤職員の雇い止め阻止のための適法ストで、府民のみなさんからも共感を得た内容となりました。今まで公然と他組合を非難、活動を妨害するようなことはありませんでしたが、今回の門真市教組の不当な行為に対しては、猛省を求めます。 高田晴美(執行委員)

校長が年休取得妨害問題で謝罪

11日付の府教委通知は、ストライキや年休に対する無知・無理解の産物でしたが、問題はそれをそのまま受け取って、組合員に対応した管理職が少なからずいたことです。多くの府立学校職場では、「こんな通知がきてるけど、年休には干渉できないので承認します」という対応が一般的でした。しかし、一部では「当日

のサービスの実態を的確に把握」するようにという通知のままに、年休の目的を尋ねたり、果ては「年休は認めるが、集会には参加するな」などと「指示」する管理職がいたのです。さらに許せないことに、「ストライキ参加を目的とする年次有給休暇の取得は認められ」ないとの文言通りに、組合員の年休を当初認めなかつ

た校長がいたのです。労働者の権利侵害を許さない府教委通知は、校長の不当な行為を誘発したわけですが、組合は、府教委に訂正を出させるとともに、それらの校長に謝罪を要求しました。結果、ほとんどの校長が「府教委の言う通りにしただけなのに」とぼやきつつ、「申し訳なかつ

当面の日程

教育合同名誉毀損裁判
証人尋問 8月28日(木)
 13:30~大阪地裁608号法
 新任免職裁判控訴審
判決 8月29日(金)
 13:10~大阪高裁83号法廷

た」と謝罪しました。今後も組合は、年休という労働者の権利を侵害するような事態を決して許すことはありません。 寺本勉(執行委員)